

○「地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第1項に規定する福祉事業の取扱いについて」の実施について（第6次改正・全部）

	〔昭和60年11月29日地基企第39号 各支部事務長あて 企画課長〕
第1次改正	昭和62年2月27日地基企第8号
第2次改正	平成元年2月9日地基企第5号
第3次改正	平成2年10月1日地基企第21号
第4次改正	平成3年2月20日地基企第8号
第5次改正	平成3年7月22日地基企第26号
第6次改正	平成7年8月1日地基企第39号
第7次改正	平成7年11月15日地基企第65号
第8次改正	平成8年3月29日地基企第30号
第9次改正	平成9年4月1日地基企第18号
第10次改正	平成12年4月14日地基企第25号
第11次改正	平成14年4月11日地基企第29号
第12次改正	平成16年3月31日地基企第29号
第13次改正	平成18年3月31日地基企第22号
第14次改正	平成19年6月27日地基企第51号
第15次改正	平成20年8月19日地基企第51号
第16次改正	平成22年3月19日地基企第19号
第17次改正	平成24年6月28日地基企第37号
第18次改正	令和元年5月1日地基企第2号
第19次改正	令和2年12月21日地基企第48号
第20次改正	令和4年6月27日地基企第26号
第21次改正	令和7年7月18日地基企第68号

「地方公務員災害補償基金業務規程第25条の2第1項に規定する福祉事業の取扱いについて」（昭和60年11月29日地基企第38号）の実施については、下記事項に留意のうえ、遺漏のないように願います。

なお、「福祉施設としての療養の範囲について（昭和50年10月31日地基企第43号）」、「就労保育援護金の支給について（昭和54年7月19日地基企第33号）」、「奨学援護金の支給事務の実施について（昭和56年7月20日地基企第25号）」、「傷病特別給付金等の支給事務の実施について（昭和56年12月25日地基企第54号）」及び「「補装具の支給について」の実施について（昭和56年12月25日地基企第58号）」を廃止します。（第6次改正・一部）

記

1 第2（補装具に関する事業）の2の(5) 介助用リフター（第2次改正・一部、第6次改正・一部）

（1）介助用リフターの支給申請に当たっては、福祉事業（補装具）申請書に、

別紙1の様式に必要事項を記入させた上、添付させるものとする。（第6次改正・一部）

- (2) 「介護人」及び「家屋構造」については、上記様式の記載事項により判断する。
- (3) 「家屋構造」についての判断の際には、上記(2)によるほか、支給する介助用リフターの形態及び家屋の構造等を総合的に勘案し、支給の適否を決定する。

例えば、畳敷（畳の上にじゅうたん等を敷いたものを含む。）の場合は、介助用リフターの操作上安全性等に問題があるため、「介助用リフターの円滑な移動に適するもの」には該当しないものとして取り扱う。

- (4) 介助用リフターの支給の決定に当たっては、必要に応じ、傷病の状態、介護及び介護人の状況並びに介助用リフターの実効性について、医師から意見を聴取する等の措置を講ずる。
- (5) 介助用リフターの支給の決定を行った場合には、当該療養者の介護人に対して、診療担当医等の指導による操作訓練を受けた後使用するよう指導を行う。

2 第2（補装具に関する事業）の7（第15次改正・追加）

支部長は、筋電電動義手の支給申請を受け付けた場合、医療機関に装着訓練及び適合判定の実施を依頼し、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施した医療機関は、申請者に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の終了後、速やかに別紙2の様式により装着訓練及び適合判定の結果について、支部長に対し報告するものとする。

3 第2（補装具に関する事業）の8（第15次改正・追加）

- (1) 支部長は、コンタクトレンズ、ストマ用装具、浣腸器付排便剤又は重度障害者用意思伝達装置の支給申請を受け付けた場合、医療機関に対して別紙3の様式により症状照会を行うものとする。
- (2) 症状照会を受けた医療機関は、別紙4から別紙7までの様式により支部長へ提出するものとする。

4 第6（在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業）（第6次改正・追加、第8次改正・一部・旧3繰上、第9次改正・旧2繰下、第10次改正・旧3繰上、第14次改正・一部、第15次改正・一部・旧2繰下）

- (1) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業の決定に当たっては、介護券（別紙8）を交付するものとする。（第8次改正・一部、第15次改正・一部）
- (2) 介護券は8週間を単位として24枚を交付するものとする。
- (3) 第1回目に交付する介護券の有効期限は、派遣開始年月日から起算して8週間とし、2回目以降に交付する介護券の有効期限は、前回の有効期限の満了した日の翌日から起算して8週間とする。
- (4) 介護人の派遣を受けている者が派遣を受けることを中止しようとする場合の書面は、別紙9の様式によるものとする。（第8次改正・一部、第15次改正・一部）

5 第7（奨学援護金の支給）（第2次改正・追加、第5次改正・旧2縁下、第6次改正・一部・旧3縁下、第8次改正・一部・旧5縁上、第9次改正・旧4縁下、第10次改正・旧5縁上、第12次改正・一部・旧4縁上、第13次改正・一部、第14次改正・一部、第15次改正・一部・旧3縁下、第20次改正・一部）

- (1) 1の(3) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置する施設において実施される教育訓練等を受ける者（第20次改正・追加）

奨学援護金の支給対象者である、国等が設置する施設において実施される教育訓練等（1の(3)なお書に該当する普通職業訓練に準ずるものに限る。）を受ける者は、海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校、国立看護大学校等において職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条第1項、第4号及び第5号ただし書に規定する訓練の対象者、訓練期間及び訓練時間（以下「教育訓練等要件」という。）を充たす教育訓練等を受ける者（短期研修を受講する者及び国家公務員又は地方公務員の身分を有し、給与が支給される者を対象とする施設（（例）防衛大学校、自治大学校、警察大学校、消防大学校）で教育訓練等を受ける者を除く。）とする。

なお、地方公共団体が設置する施設が教育訓練等要件に合致しているかどうかの確認等、支給対象者の判断に当たり疑義が生じた場合は、適宜本部に相談すること。

- (2) 4の(5) 支給額の改定通知（第20次改正・一部・旧5(1)縁下）

奨学援護金の支給額の改定通知は、別紙10の様式により、奨学援護金の支給を受けている者に通知する。（第5次改正・一部、第6次改正・一部、第8次改正・一部、第12次改正・一部、第15次改正・一部）

6 第8（就労保育援護金の支給）の3の(4) 支給額の改定通知（第2次改正・一部、第5次改正・旧3繰下、第6次改正・一部・旧4繰下、第8次改正・一部・旧6繰上、第9次改正・旧5繰下、第10次改正・旧6繰上、第12次改正・一部・旧5繰上、第13次改正・一部、第14次改正・一部、第15次改正・一部・旧4繰下）

就労保育援護金の支給額の改定通知は、別紙11の様式により、就労保育援護金の支給を受けている者に通知する。（第5次改正・一部、第6次改正・一部、第8次改正・一部、第12次改正・一部、第15次改正・一部）

7 第14（傷病特別給付金の支給）、第15（障害特別給付金の支給）、第16（遺族特別給付金の支給）及び第17（障害差額特別給付金の支給）（第2次改正・一部、第5次改正・旧4繰下、第6次改正・一部・旧5繰下、第7次改正・旧7繰下、第8次改正・一部・旧8繰上、第9次改正・旧7繰下、第10次改正・旧8繰上、第12次改正・一部・旧7繰上、第13次改正・一部・旧6繰上、第14次改正・一部、第15次改正・一部・旧5繰下）

傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金及び障害差額特別給付金の支給事務の実施については、別紙12を参考とすること。（第5次改正・一部、第6次改正・一部、第7次改正・一部、第8次改正・一部、第12次改正・一部、第13次改正・一部、第15次改正・一部）

(別紙1)

介護人等の状況報告書

1 介護人の状況について

- (1) 氏名 _____
- (2) 性別 男 _____ 女 _____
- (3) 年齢 _____
- (4) 申請者との続柄 _____

(注) (2)は該当するものを○で囲んで下さい。

2 家屋構造について

家屋の間取図（平面図）

- (注) 1 各部屋の広さ、廊下の幅及び段差（部屋と部屋、部屋と廊下等）の数値を記入して下さい。
- 2 床面の種類（畳、畳の上にじゅうたん等を敷いたもの、板、コンクリート、板又はコンクリートの上にじゅうたん等を敷いたもの、その他）を具体的に書いて下さい。

(別紙2) (第15次改正・追加、第18次改正・一部、第21次改正・一部)

年 月 日

地方公務員災害補償基金

支部長 殿

病 院

診療所

医師

適合判定結果について

下記申請者について、筋電電動義手の適合判定結果を下記のとおり報告する。

申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所

適合判定結果

○ 筋電電動義手を装着する上肢について

- 1 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号の検出の有無
有・無
- 2 筋電電動義手を使用するに足る判断力の有無
有・無
- 3 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力の有無
有・無
- 4 ソケットを装着することができる断端の有無
有・無

○ 筋電電動義手の支給について

- 1 支給可・支給不可
- 2 1の判断理由

(装着訓練の経過、操作の習熟の程度、ADL評価及び恒常的な必要性の有無等により具体的な記載をしてください。)

(別紙3) (第15次改正・追加、第18次改正・一部)

年 月 日

病院

診療所

殿

地方公務員災害補償基金

支部長

症 状 照 会 書

下記申請者より、補装具（コンタクトレンズ・ストマ用装具・浣腸器付排便剤・重度障害者用意思伝達装置）について申請がありましたので、申請者の症状について、別添「症状照会に対する回答書」にて回答をお願い申し上げます。

記

氏名

住所

生年月日

()

性別 男・女

年 月 日

地方公務員災害補償基金 支部長 殿

病院
診療所

医師

症 状 照 会 に 対 す る 回 答 書

下記申請者について、補装具のコンタクトレンズの支給に係る症状を判断した
ので回答する。

記

申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所
症 状 の 状 態	
<p>○ コンタクトレンズについて 1 装用の可否 装用可・装用不可 2 1の判断理由 (具体的に記入してください。)</p>	
BC Pwr Size Cyl. p Axs	
右	
左	

年 月 日

地方公務員災害補償基金 支部長 殿

病院
診療所

医師

症 状 照 会 に 対 す る 回 答 書

下記申請者について、補装具のストマ用装具の支給に係る症状を判断したので回答する。

記

申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所
症 状 の 状 態	
<p>○ ストマ用装具について</p> <p>1 着用の可否 着用可・着用不可</p> <p>2 必要性の有無 必要あり・必要なし</p> <p>3 1の判断理由 (具体的に記入してください)</p> <p>4 2で必要ありの場合、ストマ用装具の処方</p>	

(別紙6) (第15次改正・追加、第18次改正・一部)

年 月 日

地方公務員災害補償基金 支部長 殿

病院
診療所

医師

症 状 照 会 に 対 す る 回 答 書

下記申請者について、補装具の浣腸器付排便剤の支給に係る症状を判断したので回答する。

記

申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所
症 状 の 状 態	
<p>○ 浣腸器付排便剤について</p> <p>1 必要性の有無 必要あり・必要なし</p> <p>2 1の判断理由 (具体的に記入してください)</p> <p>3 1で必要ありの場合、グリセリン浣腸の処方</p>	

年 月 日

地方公務員災害補償基金 支部長 殿

病院
診療所

医師

症 状 照 会 に 対 す る 回 答 書

下記申請者について、補装具の重度障害者用意思伝達装置の支給に係る症状を判断したので回答する。

記

申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所
症 状 の 状 態	
1 重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難であるか。 困難である・困難でない	
2 1で困難である場合、重度障害者用意思伝達装置が必要であるか。 必要あり・必要なし	
3 2の判断理由（具体的に記入してください。）	
4 2で必要ありの場合	
(1) 呼び鈴装置について 必要あり・必要なし	
(2) 入力装置（選択するものに○をする）	
A : 接点式入力装置 B : 帯電式入力装置	
C : 筋電式入力装置 D : 光電式入力装置	
E : 呼気式（吸気式）入力装置 F : 圧電素子式入力装置	
G : 画像処理による眼球注視点検出式入力装置	
(3) (2)の入力装置を選択した理由 (申請者の障害の状態等を具体的に記載してください。)	

(別紙8) (表) (第6次改正・追加、第8次改正・旧別紙3繰上、第11次改正・一部、第13次改正・一部、第15次改正・旧別紙2繰下、第18次改正・一部、第19次改正・一部)

<p style="text-align: center;"><u>発行番号</u></p> <p style="text-align: center;">介護券（介護人用）</p> <p>1 申請者名 _____</p> <p>2 発行日 _____ 年 月 日</p> <p>3 有効期限 _____ 年 月 日まで</p> <p>4 発行者 地方公務員災害補償基金 ○○○○支部長 _____</p> <p>介護を受けた日時</p> <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td>年 月 日</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>午後</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>午後</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>午後</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>申請者記名欄 住所 氏名</p>	年 月 日	午前	時	午前		午後	分	～	午後	分	～	午後	分	～	午後	分	<p style="text-align: center;"><u>発行番号</u></p> <p style="text-align: center;">介護券（事業者用）</p> <p>1 申請者名 _____</p> <p>2 発行日 _____ 年 月 日</p> <p>3 有効期限 _____ 年 月 日まで</p> <p>4 発行者 地方公務員災害補償基金 ○○○○支部長 _____</p> <p>介護を受けた日時</p> <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td>年 月 日</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> <td>時</td> <td>午前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>午後</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>午後</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>午後</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>申請者記名欄 住所 氏名</p>	年 月 日	午前	時	午前		午後	分	～	午後	分	～	午後	分	～	午後	分																
年 月 日	午前	時	午前	時	午前	時	午前	時	午前	時	午前																																						
	午後	分	～	午後	分	～	午後	分	～	午後	分																																						
年 月 日	午前	時	午前	時	午前	時	午前	時	午前	時	午前																																						
	午後	分	～	午後	分	～	午後	分	～	午後	分																																						

この券を使用する方に

- 1 この券で介護を受ける場合、介護費用の3割相当額をご負担いただきます。
- 2 この券は、介護を受けた都度、介護人にお渡しください。
- 3 この券は、介護を受ける時間が3時間の場合は1枚、6時間の場合は2枚、9時間の場合は3枚必要です。
- 4 この券は、同日に4枚以上（9時間を超えて）使用することはできません。
- 5 この券は、本人以外は使えません。
- 6 この券は、有効期限を経過したときは使えません。
- 7 有効期限の訂正をしたものは使用できません。
- 8 年月日の記載には元号を用いてください。

◇————— ◇

事業者の方へ

- 1 地方公務員災害補償基金への請求は、本券を添付した「介護人派遣費用請求書」により行ってください。
- 2 介護人の賃金について、介護人に代わって請求する場合は介護券（事業者用）と介護券（介護人用）を切り離さずに提出してください。

介護人（ホームヘルパー等）の方へ

- 1 この券は、介護を行った都度、被災職員から受けとってください。その際、記入事項（特に、申請者の氏名、有効期限）を確認してください。
- 2 この券は、介護を行った時間が3時間の場合は1枚、6時間の場合は2枚、9時間の場合は3枚受けとってください。
- 3 この券は、同日に4枚以上（9時間を超えて）受けとることはできません。
- 4 この券は、介護を行った後、事業者（紹介所）に提出してください。
- 5 賃金についてご自分で請求する場合には、事業者（紹介所）で介護券（介護人用）を介護券（事業者用）から切り離してもらい、事業者（紹介所）の作成する「介護人派遣費用請求書」の写しに添付して、地方公務員災害補償基金〇〇〇〇支部長に請求してください。
- 6 被災職員へは、「介護人派遣費用請求書」のⅡの2の(1)の額を直接請求してください。

(別紙9) (第6次改正・追加、第8次改正・旧別紙4繰上、第15次改正・旧別紙3繰下、第18次改正
・一部、第19次改正・一部)

在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業中止申請書

年 月 日
地方公務員災害補償基金
支 部 長 殿
申請者の住所 _____ _____
氏名 _____
在宅介護を行う介護人の派遣の中止を申請します。
派遣を中止する年月日
_____ 年 月 日

- * 1 派遣を中止する年月日は、交付されている介護券の有効期限の翌日を記入してください。
- 2 後日、再度在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業を受けようとする場合には、あらためて「福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書」を提出してください。

(別紙10) (第2次改正・一部、第5次改正・旧別紙2縁下、第6次改正・旧別紙3縁下、第8次改正

・旧別紙6縁上、第12次改正・旧別紙5縁上、第15次改正・旧別紙4縁下、第18次改正・一部)

奨学援護金支給額改定通知書

年 月 日

殿

地方公務員災害補償基金

支部長 団

奨学援護金の支給額の改定について

標記について、下記のとおり改定したので、通知します。

記

1 年金の受給権者の氏名

2 在学者等の氏名

3 改定後の奨学援護金支給額（月額）

----- 円

4 改定後の支給額による支給開始年月

年 月

5 改定事由

6 その他

(別紙11) (第2次改正・一部、第5次改正・旧別紙3縁下、第6次改正・旧別紙4縁下、第8次改正
・旧別紙7縁上、第12次改正・旧別紙6縁上、第15次改正・旧別紙5縁下、第18次改正・一部)
就労保育援護金支給額改定通知書

年 月 日

殿

地方公務員災害補償基金
支部長 印

就労保育援護金の支給額の改定について

標記について、下記のとおり改定したので、通知します。

記

- 1 年金の受給権者の氏名 _____
- 2 就労している者の氏名 _____
- 3 保育児の氏名 _____
- 4 改定後の就労保育援護金支給額（月額）_____ 円
- 5 改定後の支給額による支給開始年月 年 月
- 6 改定事由 _____
- 7 その他 _____

(別紙12) (第5次改正・旧別紙4縁下、第6次改正・旧別紙5縁下、第7次改正・旧別紙8縁下、第8次改正・旧別紙9縁上、第12次改正・旧別紙8縁上、第13次改正・旧別紙7縁上、第15次改正・旧別紙6縁下、第17次改正・一部)

傷病特別給付金等の額の計算例

1 傷病特別給付金の額の計算例 (規程第29条の10第2項)

<例>傷病等級第1級 (第1次改正・一部、第3次改正・一部)

(1) 一般の場合

$$W' \times 313 \times \frac{20}{100} \text{※}$$

(上限額 150万円 × $\frac{313}{365}$)

(注) 1 「W'」とは、当該特別給付金に係る年金たる補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額を示す。以下同じ。

2 ※は、常勤的非常勤職員については、理事長が定める率

(2) 特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るものに限る。)

<特殊公務災害の加算>

$$(W' \times 313 + W' \times 313 \times \frac{40}{100}) \times \frac{20}{100}$$

(上限額 150万円 × $\frac{313}{365}$)

2 障害特別給付金の額の計算例

(1) 障害補償年金の受給権者の場合 (規程第29条の11第2項第1号)

<例>障害等級第3級 (第1次改正・一部)

ア 一般の場合

$$W' \times 245 \times \frac{20}{100}$$

(上限額 150万円 × $\frac{245}{365}$)

イ 特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るものに限る。)

＜特殊公務災害の加算＞

$$\underbrace{ (W' \times 245 + W' \times 245 \times \frac{50}{100}) \times \frac{20}{100} }_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{245}{365} \text{)}}$$

(2) 障害補償一時金の受給権者の場合（規程第29条の11第2項第2号）

＜例＞障害等級第8級（第1次改正・一部）

ア 一般の場合

$$\underbrace{W \times 503 \times \frac{20}{100}}_{(上限額 150万円 \times \frac{503}{365})}$$

(注) 「W」とは、地方公務員災害補償法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額を示す。以下同じ。

イ 特殊公務災害該当の場合（昭和56年11月1日以後に支給事由の生じたものに限る。）

＜特殊公務災害の加算＞

$$\underbrace{ (W \times 503 + W \times 503 \times \frac{50}{100}) \times \frac{20}{100} }_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{503}{365} \text{)}}$$

ウ 船員の場合（昭和56年11月1日以後に支給事由の生じたものに限る。）
　　＜船員の加算＞

＜船員の加算＞

$$\underbrace{(W \times 503 + W \times 97)}_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{503}{365})} \times \frac{20}{100}$$

エ 船員の特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後に支給事由の生じたものに限る。)

＜特殊公務災害の加算＞＜船員の加算＞

$$\left(W \times 503 + W \times 503 \times \frac{50}{100} + W \times 97 \right) \times \frac{20}{100}$$

(上限額 150万円 $\times \frac{503}{365}$)

(3) 障害加重の場合 (船員を除く。) の特例 (規程第29条の11第3項)

ア 加重後の障害等級と加重前の障害等級がいずれも第7級以上の場合 (規程第29条の11第3項第1号前段)

＜例＞ $\begin{bmatrix} \text{加重後 障害等級第1級} \\ \text{加重前 障害等級第7級 (第1次改正・一部)} \end{bmatrix}$

(ア) 一般の場合

$$\left[\begin{bmatrix} \text{[第1級の特別給付金額]} \\ W' \times 313 \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 150万円} \times \frac{313}{365} \text{)} \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} \text{[第7級の特別給付金額]} \\ W' \times 131 \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 150万円} \times \frac{131}{365} \text{)} \end{bmatrix} \right]$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るものに限る。)

$$\left[\begin{bmatrix} \text{[第1級の特別給付金額]} \\ (W' \times 313 + W' \times 313 \times \frac{40}{100}) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 150万円} \times \frac{313}{365} \text{)} \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} \text{[第7級の特別給付金額]} \\ (W' \times 131 + W' \times 131 \times \frac{50}{100}) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 150万円} \times \frac{131}{365} \text{)} \end{bmatrix} \right]$$

(ウ) 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合

- a 加重前の障害のみが特殊公務災害該当 (ア)の計算例に同じ
- b 加重後の障害も特殊公務災害該当 (イ)の計算例に同じ

イ 加重後の障害等級が第7級以上で、加重前の障害等級が第8級以下の場合 (規程第29条の11第3項第1号後段)

<例> [加重後 障害等級第4級
加重前 障害等級第9級 (第1次改正・一部)

(ア) 一般の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{[第4級の特別給付金額]} \\ \text{W' } \times 213 \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{213}{365} \text{)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{[第9級の特別給付金額]} \\ \text{W' } \times 391 \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{25} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{391}{365} \text{)} \end{array} \right]$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るものに限る。)

$$\left[\begin{array}{l} \text{[第4級の特別給付金額]} \\ \text{(W' } \times 213 + W' \times 213 \times \frac{50}{100} \text{) } \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{213}{365} \text{)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{[第9級の特別給付金額]} \\ \text{(W' } \times 391 + W' \times 391 \times \frac{50}{100} \text{) } \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{25} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{391}{365} \text{)} \end{array} \right]$$

(ウ) 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合

- a 加重前の障害のみが特殊公務災害該当 (ア)の計算例に同じ
- b 加重後の障害も特殊公務災害該当 (イ)の計算例に同じ

ウ 加重後の障害等級が第8級以下の場合（規程第29条の11第3項第2号）

上記アの計算例に同じ。この場合において「W'」は「W」とする。

(4) 障害加重の場合（船員の場合）の特例（規程第29条の11第3項）

ア 加重後の障害等級と加重前の障害等級がいずれも第7級以上の場合（規程第29条の11第3項第1号前段）

(3) のアの計算例に同じ。

イ 加重後の障害等級が第7級以上で、加重前の障害等級が第8級以下の場合（規程第29条の11第3項第1号後段）

＜例＞ $\begin{bmatrix} \text{加重後 障害等級第7級} \\ \text{加重前 障害等級第8級 (第1次改正・一部)} \end{bmatrix}$

(ア) 一般の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{[第7級の特別給付金額]} \\ W' \times 131 \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{131}{365} \text{)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{[第8級の特別給付金額]} \\ (W' \times 503 + W' \times 97) \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{25} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{503}{365} \text{)} \end{array} \right]$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{[第7級の特別給付金額]} \\ (W' \times 131 + W' \times 131 \times \frac{50}{100}) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{131}{365} \text{)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{[第8級の特別給付金額]} \\ (W' \times 503 + W' \times 503 \times \frac{50}{100} + W' \times 97) \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{25} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{503}{365} \text{)} \end{array} \right]$$

(ウ) 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合

- a 加重前の障害のみが特殊公務災害該当 (ア)の計算例に同じ
- b 加重後の障害も特殊公務災害該当 (イ)の計算例に同じ

ウ 加重後の障害等級が第8級以下の場合 (規程第29条の11第3項第2号)

<例> [加重後 障害等級第8級
 加重前 障害等級第9級

(ア) 一般の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{[第8級の特別給付金額]} \\ (W \times 503 + W \times 97) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{503}{365} \text{)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{[第9級の特別給付金額]} \\ (W \times 391 + W \times 59) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{391}{365} \text{)} \end{array} \right]$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{[第8級の特別給付金額]} \\ (W \times 503 + W \times 503 \times \frac{50}{100} + W \times 97) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{503}{365} \text{)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{[第9級の特別給付金額]} \\ (W \times 391 + W \times 391 \times \frac{50}{100} + W \times 59) \times \frac{20}{100} \\ \hline \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{391}{365} \text{)} \end{array} \right]$$

(ウ) 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合

- a 加重前の障害のみが特殊公務災害該当 (ア)の計算例に同じ
- b 加重後の障害も特殊公務災害該当 (イ)の計算例に同じ

3 遺族特別給付金の計算例

(1) 遺族補償年金の受給権者の場合 (規程第29条の13第3項第1号)

＜例＞受給権者 55歳未満の妻 (他に遺族なし) (第1次改正・一部)

ア 一般の場合

$$\underbrace{W' \times 153 \times \frac{20}{100}}_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{153}{365} \text{)}}$$

イ 特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るものに限る。)

＜特殊公務災害の加算＞

$$\underbrace{(W' \times 153 + W' \times 153 \times \frac{50}{100}) \times \frac{20}{100}}_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{153}{365} \text{)}}$$

ウ 船員の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るもので、かつ、平成22年3月19日前に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関するものに限る。) (第16次改正・一部)

＜船員の加算＞

$$\underbrace{(W' \times 153 + W' \times 12) \times \frac{20}{100}}_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{153}{365} \text{)}}$$

エ 船員の特殊公務災害該当の場合 (昭和56年11月1日以後の期間に係るもので、かつ、平成22年3月19日前に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関するものに限る。)

(第16次改正・一部)

＜特殊公務災害の加算＞　＜船員の加算＞

$$\underbrace{ (W' \times 153 + W' \times 153 \times \frac{50}{100} + W' \times 12) \times \frac{20}{100} }_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{153}{365} \text{)}}$$

(2) 法第36条第1項第1号に規定する遺族補償一時金受給権者の場合（規程第29条の13第3項第2号）（第3次改正・一部）

〈例〉受給権者 子1人

ア 一般の場合

$$\underbrace{W \times 1,000 \times \frac{20}{100}}_{\text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{1,000}{365})}$$

イ 特殊公務災害該当の場合（昭和56年11月1日以後に支給事由の生じたものに限る。）

＜特殊公務災害の加算＞

$$\underbrace{ (W \times 1,000 + W \times 1,000 \times \frac{50}{100}) \times \frac{20}{100} }_{(上限額 150万円 \times \frac{1,000}{365})}$$

(3) 船員に係る法第36条第1項第1号に規定する遺族補償一時金の受給権者の場合（規程第29条の13第3項第3号）（昭和56年11月1日以後に支給事由の生じたものに限る。）（第3次改正・一部）

〈例〉受給権者 子1人

ア 一般の場合

$$\begin{array}{r}
 W \times 1,080 \times \frac{20}{100} \\
 \hline
 \text{(上限額 } 150\text{万円} \times \frac{1,000}{365} \text{)}
 \end{array}$$

イ 特殊公務災害該当の場合

＜船 員 の 加 算＞

$$\left\{ W \times 1,000 \times \frac{150}{100} + (W \times 1,080 - W \times 1,000) \times \frac{20}{100} \right\} \times \frac{1,000}{365} \quad \text{(上限額 150万円} \times \frac{1,000}{365} \text{)}$$

4 障害差額特別給付金の計算例

(1) 原則（規程第29条の14第3項）

＜例＞障害等級第1級

ア 一般の場合

$$\left[\left\{ W \times 1,340 \times \frac{20}{100} \right\} - \text{既支給額} \right] \times \frac{1,340}{365} \quad \text{(上限額 150万円} \times \frac{1,340}{365} \text{)}$$

(注) 1 「限度額」とは、規程第29条の14第3項第1号の「障害差額特別給付金限度額」等をいう。

2 「既支給額」とは、既に支給された障害特別給付金の額（当該障害特別給付金のうち、障害補償年金の受給権者が死亡した日の属する年度の前年度以前の分として支給された障害特別給付金にあっては、地方公務員災害補償法施行規則附則第3条の3第1項の規定に準じて計算した額）の合計額をいう。以下同じ。（第4次改正・一部、第17次改正・一部）

イ 特殊公務災害該当の場合

$$\left[\left\{ (W \times 1,340 + W \times 1,340 \times \frac{40}{100}) \times \frac{20}{100} \right\} - \text{既支給額} \right] \times \frac{1,340}{365} \quad \text{(上限額 150万円} \times \frac{1,340}{365} \text{)}$$

ウ 船員の場合

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{＜限度額＞} \\ \left(W \times 1,340 + W \times 100 \right) \times \frac{20}{100} \\ \left(\text{上限額 } 150\text{万円} \times \frac{1,340}{365} \right) \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

エ 船員の特殊公務災害該当の場合

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{＜限度額＞} \\ \left(W \times 1,340 + W \times 1,340 \times \frac{40}{100} + W \times 100 \right) \times \frac{20}{100} \\ \left(\text{上限額 } 150\text{万円} \times \frac{1,340}{365} \right) \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

(2) 障害加重の場合 (船員の場合を除く。) の特例 (規程第29条の14第4項)

ア 加重前の障害等級が第7級以上の場合 (規程第29条の14第4項第1号)

＜例＞ $\begin{bmatrix} \text{加重後} & \text{障害等級第1級} \\ \text{加重前} & \text{障害等級第5級} \end{bmatrix}$

(ア) 一般の場合

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{＜限度額＞} \\ \left(W \times 1,340 - W \times 790 \right) \times \frac{20}{100} \\ \left(\text{上限額 } 150\text{万円} \times \frac{1,340 - 790}{365} \right) \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{＜限度額＞} \\ \left\{ \left(W \times 1,340 + W \times 1,340 \times \frac{40}{100} \right) - \left(W \times 790 + W \times 790 \times \frac{50}{100} \right) \right\} \times \frac{20}{100} \\ \left(\text{上限額 } 150\text{万円} \times \frac{1,340 - 790}{365} \right) \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

イ 加重前の障害等級が第8級以下の場合(規程第29条の14第4項第2号)

<例>

加重後	障害等級第1級
加重前	障害等級第8級(第1次改正・一部)

(ア) 一般の場合

$$\left\{ \begin{array}{l}
 \text{〈限度額〉} \\
 W \times 1,340 \times \frac{313 - \frac{503}{25}}{313} \times \frac{20}{100} \\
 \left[\begin{array}{l}
 \text{上限額 } 150\text{万円} \times \frac{313 - \frac{503}{25}}{313} \\
 \end{array} \right] \\
 \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

$$\left\{ \begin{array}{l}
 \text{〈限度額〉} \\
 (W \times 1,340 + W \times 1,340 \times \frac{40}{100}) \\
 \times \frac{(313 + 313 \times \frac{40}{100}) - \frac{(503 + 503 \times \frac{50}{100})}{25}}{(313 + 313 \times \frac{40}{100})} \times \frac{20}{100} \\
 \left[\begin{array}{l}
 \text{上限額 } 150\text{万円} \times \frac{313 - \frac{503}{25}}{313} \\
 \end{array} \right] \\
 \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

(3) 障害加重の場合(船員の場合)の特例(規程第29条の14第4項)

ア 加重前の障害等級が第7級以上の場合(規程第29条の14第4項第1号)

<例>

加重後	障害等級第5級
加重前	障害等級第7級

(ア) 一般の場合

$$\left\{ \begin{array}{l}
 \text{〈限度額〉} \\
 \{ (W \times 790 + W \times 200) - (W \times 560 + W \times 190) \} \times \frac{20}{100} \\
 \text{（上限額 } 150\text{万円} \times \frac{790-560}{365} \text{）}
 \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

$$\left\{ \begin{array}{l}
 \text{〈限度額〉} \\
 \{ (W \times 790 + W \times 790 \times \frac{50}{100} + W \times 200) \\
 \quad - (W \times 560 + W \times 560 \times \frac{50}{100} + W \times 190) \} \times \frac{20}{100} \\
 \text{（上限額 } 150\text{万円} \times \frac{790-560}{365} \text{）}
 \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

イ 加重前の障害等級が第8級以下の場合(規程第29条の14第4項第2号)

〈例〉

加重後 障害等級第7級
加重前 障害等級第8級(第1次改正・一部)

(ア) 一般の場合

$$\left\{ \begin{array}{l}
 \text{〈限度額〉} \\
 (W \times 560 + W \times 190) \times \frac{131 - \frac{(503+97)}{25}}{131} \times \frac{20}{100} \\
 \text{（上限額 } 150\text{万円} \times \frac{131 - \frac{503}{25}}{365} \text{）}
 \end{array} \right\} - \text{既支給額}$$

(イ) 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

$$\left. \begin{aligned}
 & \text{〈限度額〉} \\
 & (W \times 560 + W \times 560 \times \frac{50}{100} + W \times 190) \\
 & \times \frac{(131 + 131 \times \frac{50}{100}) - \frac{(503 + 503 \times \frac{50}{100} + 97)}{25}}{(131 + 131 \times \frac{50}{100})} \times \frac{20}{100} \\
 & \left[\text{上限額 } 150 \text{ 万円} \times \frac{560 \times \frac{131 - \frac{503}{25}}{131}}{365} \right]
 \end{aligned} \right\} - \text{既支給額}$$